

除雪燃料費交付金

大雪時における市民の安心・安全な生活を確保するため、地域の除雪活動を支援することを目的に交付金を支給します。

除雪の基本方針

- 優先道路、主要幹線道路等（公助）
病院やライフライン施設、国・県道や市道の主要幹線道路等。
- 地域の生活道路等（共助）
生活道路、通学路、その他の公共的エリア等。
- 自宅の庭などの除雪（自助）

公 助

防災拠点施設、病院、市民生活に著しく影響を与えるライフライン施設等の除雪

除雪活動は、国・県のほか、市内の「降雪時の除雪実施に関する覚書」を締結している業者が行います。

大雪が降った
(概ね 30 cm 以上)

共 助

“できる範囲のご協力をお願いします！”

地域の生活道路や通学路、その他の公共的エリア等及び災害時要援護者宅付近等の除雪

除雪活動は、地域に居住する市民等に除雪を行っていただきます。

自 助

自宅の庭などの除雪

除雪活動は、家族等で力を合わせて除雪を行っていただきます。

※優先道路や主要幹線道路の除雪が済み次第、生活道路の除雪を行います。

除雪燃料費交付金申請の流れ

- 交付金は、建設用機械やトラクター等の機械を使った除雪作業に対して、その燃料費相当分を支給するものです。地域の皆様による人力の除雪作業に対しましては交付金の支給の対象となりませんので、ご理解ください。
- 除雪箇所は、自治会内の生活道路や通学路、その他の公共的エリア等の除雪です。除雪機等提供者の確認は自治会長をお願いします。
- 除雪作業は、時間単位で交付金を支給するため、作業時間を除雪機等提供者から確認してください。
- 申請者は、自治会長とし、様式第1号「除雪燃料費交付金支給申請書兼請求書」を、地域の公民館に提出します。
- 除雪機等提供者名簿は、除雪機等提供者一覧に、氏名、機械種類、除雪時間、交付金申請額を記入し、合計金額を様式第1号「除雪燃料費交付金支給申請書兼請求書」に記入して下さい。
- 交付金は、指定口座に振り込みますので、様式第1号「除雪燃料費交付金支給申請書兼請求書」に、自治会専用の口座番号を記入して下さい。
- 交付金は、自治会にまとめて支給しますので、除雪機等提供者にそれぞれ配分願います。

問合せ先

深谷市役所 総務防災課

防災係 電話 574-6635